

保健福祉委員会報告書

令和5年2月9日

北九州市議会議長 鷹 木 研一郎 様

保健福祉委員会委員長 木 下 幸 子

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) いきいき長寿プランについて

本市は、政令指定都市の中で最も高齢化が進んでおり、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年には、本市人口の32.8%が65歳以上になると見込まれている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛やイベント中止などが、高齢者の生活へ大きな影響を及ぼしている。

また、本市では、「高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～」を基本目標とする「第2次北九州市いきいき長寿プラン」が令和3年3月に策定されたところである。

本委員会では、このような状況を踏まえ、本プランに基づく高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくり、認知症対策など、コロナ禍も踏まえた様々な取組について調査を行うこととした。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症対策について

令和元年12月に中華人民共和国において新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、令和2年に国内でも全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大、県内では2月19日、本市においては3月1日に初の陽性患者が確認された。

本市では、北九州市新型コロナウイルス感染症対策会議を設置するとともに、組織体制を強化するなど、あらゆる感染防止対策に努めてきたところであるが、感染拡大に伴う外出自粛やイベントの中止、休業要請等により、多くの市民に甚大な影響が及んでいるところである。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止対策、医療・検査体制の強化、陽性患者等への支援、ワクチン接種など、社会・経済活動の維持や1日も早い感染の終息等に向けた対応について調査を行うこととした。

(3) 児童虐待の防止と子育て支援について

「北九州市子どもを虐待から守る条例」は、平成30年12月定例会において、委員会提出議案として提出され、同定例会で可決、平成31年4月1日に施行された。この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進することにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的としている。

児童虐待は、子供の生命、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子供を苦しめる重大な人権侵害であり、決して許されないことであるが、児童虐待相談対応件数は年々増加している。さらに、令和2年より続く新型コロナウイルスの感染拡大などに伴う外出自粛やテレワークの長期化などによる児童虐待の増加も懸念されているところである。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、子供の権利を守り、虐待のないまちづくりを実現するための取組や、虐待に苦しむ子供、子育てに悩む保護者などへの支援等について調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) いきいき長寿プランについて

○令和3年5月19日 保健福祉委員会

第2次北九州市いきいき長寿プランの概要について、当局から説明を受けた。
(説明要旨)

- ・「第2次北九州市いきいき長寿プラン」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画（第8期）」「北九州市オレンジプラン」及び「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した「元気発進！北九州プラン」の分野別計画である。
- ・高齢化のさらなる進展と生産年齢人口の減少、社会保障給付費の増加、新型コロナウイルスの感染拡大などの背景を踏まえ、「高齢者の意欲の増進」「地域共生社会の実現」「感染防止対策・災害対応の備え」の3つの視点で検討を進めた。
- ・「高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり ～人生100年時代の到来～」を基本目標とし、「いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち」「高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち」「住みたい場所で安心して暮らせるまち」の3つの目標を掲げている。
- ・「いきいきと健康で、生涯活躍できるまち」では、高齢者のデジタル技術習得を支援する地域人材の育成、通いの場における「きたきゅう体操」等の運動の実践、国保データシステムを活用した健康課題の分析・把握、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、フレイル対策の強化など。「高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち」では、地域の「互

助」の充実、地域交流や居場所づくりの推進、認知症の人本人による発信・活躍の場の創出など。「住みたい場所で安心して暮らせるまち」では、とびうめ@きたきゅうの推進、介護人材の確保、介護施設の感染症防御力の向上、成年後見制度中核機関の機能充実などに取り組む。

- ・介護保険制度について、要介護認定者及び介護サービス利用者は今後も増加の見込みであり、介護サービス等の利用にかかる介護給付費や、高齢者の介護予防・重度化防止等を推進する地域支援事業費として、第8期における3年間の事業費を約3,120億円と見込んでいる。
- ・高齢者福祉施設等の整備については、今後の高齢化の推移、市民ニーズ、待機者の状況、既存施設の整備状況等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意の上、整備量を設定し、高齢者が要介護等の状態となっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの地域密着型サービスを整備する。
- ・第8期介護保険料（基準額）は月額6,540円。保険料段階や料率など、全体のバランスを考慮して設定するとともに、介護給付準備基金を保険料の上昇抑制に活用する。

《委員の主な意見》

- ・地域リハビリテーション支援拠点の設置について、リハビリテーションの機能を地域に展開できるよう専門職の連携を構築するというのは大事な視点だと思うので、前向きに取り組まれない。
- ・地域で支え合うことは非常に大事だが、高齢化している地域の担い手の負担にならないよう配慮されたい。
- ・高齢者への虐待について、虐待をしないという意識づくりが早い段階でできるような、高齢化社会に関する情報の提供の発信に努められたい。

○令和3年7月8日 保健福祉委員会

本市の認知症施策について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・平成30年3月「北九州市オレンジプラン」を改訂し、様々な取組みを推進してきた。
- ・この度改訂したプランは、「第2次北九州市いきいき長寿プラン」のうち、認知症施策に関する内容をまとめたものである。
- ・目標設定年度に達したことによる改訂であるため、基本的には前期オレンジプランの考え方を引き継ぐが、国の「認知症施策推進大綱」や新型コロナウイルス感染症による社会情勢等の変化及び昨年度の実態調査の結果等を踏まえ見直しを行った。
- ・令和2年度、65歳以上の要介護認定を受けている方や医療機関等を対象

に4年ごとに実施している「認知症に関する意識及び実態調査」と、「若年性認知症実態調査」を実施した。

- ・今後の認知症施策の方針について、これまでの認知症施策を継続しながらも、社会情勢の変化などを鑑み、(1)地域共生社会の実現、(2)本人発信の支援、(3)新しい生活様式への対応の3つの視点で推進していく。
- ・具体的には、認知症サポーターによる支援の仕組みづくり、認知症の本人が情報を発信できる場の構築、若年性認知症の状況把握や関係機関との連携体制構築、高齢者の権利擁護の推進などに取り組む。

《委員の主な意見》

- ・認知症施策に関するオレンジプランについて、これまでの取組を掲載するだけでなく、今後2025年に向けて夢が持てるような内容のプランになることを期待する。
- ・認知症を地域で支えていくには、認知症への正しい理解と地域の協力が必要であり、認知症サポーター養成講座は非常に有効であることから、目標を設定して取組を加速することが必要。
- ・認知症を地域で支える土壌はできておらず、計画に地域をうたうのは丁寧さに欠けている、市民、さらには人間の内面に寄り添った施策に取り組まれない。
- ・若年性認知症の実態把握を継続し、その特徴や施策に関する具体的な評価に努められたい。
- ・ものわすれ外来の相談費用の軽減について検討されたい。
- ・認知症の本人への対応方法についての認識が広まるよう取り組まれない。
- ・認知症サポーターの活躍の場づくりにしっかり取り組まれない

○令和3年11月15日 保健福祉委員会

高齢者の生きがい・社会参加・地域貢献の推進について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・第2次北九州市いきいき長寿プランでは、「高齢者がいきいきと、安心して暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～」を基本目標としているが、今後、健康寿命を延ばし、慣れ親しんだ地域でいきいきと生活していくためにも、高齢者の社会参加、生きがいづくりの重要性が増しており、年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、社会を「支える側」として活躍できるまちづくりを進めていきたいと考えている。
- ・施策1「高齢者の生きがいづくり・仲間づくり」では、年長者研修大学校や穴生ドームの運営、ねんりんピックへの本市選手団の派遣、施設利

用料の減免、年長者いこいの家での活動支援、門司老人福祉センターの管理運営などを行っている。年長者いこいの家や新門司老人福祉センターなどでは感染症対策としてCO2モニタを設置した。

- ・施策2「就労や特技・趣味を生かした社会参加の支援」では、老人クラブの活動支援、ボランティア活動の推進、いきがい活動ステーションの運営などがあり、特に力を入れる取組は、高齢者デジタル技術習得を支援する地域人材の育成である。今後市民センター等の講座において不慣れた高齢者に操作や設定などを教えたり、グループで勉強会や講座を開催するなど、操作のサポートから講師のレベルまで幅広い人材の育成を目指す。
- ・施策3「地域貢献につなげる仕組みづくり」では、生涯現役夢追塾、ボランティア大学校の運営、北九州市地域福祉振興協会等への補助を通じた地域福祉活動の推進などがある。
- ・世界体操・新体操選手権北九州大会では、老人クラブがボランティアとして、折り鶴や応援メッセージの制作、練習会場に花を植えるなど活躍した。今後、高齢化をネガティブに捉えるのではなく、老人クラブなど、関係団体とも連携して取り組んでいきたい。

《委員の主な意見》

- ・高齢者のデジタル技術の習得促進に当たっては、個人情報などプライバシーの確保に十分注意して事業を進められたい。
- ・地域との関わりが希薄な高齢者が、生きがいづくりや社会参加などの取組でつながりが持てるよう、何らかの手だてを講じられたい。
- ・サロン活動など、現場で携わっている方が活動しやすいよう、行政としてのサポート、援助に努められたい。

○令和4年1月13日 保健福祉委員会

後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・後期高齢者の保健事業のうち疾病予防・重症化予防について、後期高齢者医療広域連合と連携してデータ分析を活用し、介護保険の介護予防・フレイル予防や国民健康保険の保健事業と一体的に実施するものである。
- ・高齢者は、フレイルと複数の慢性疾患が混在し、健康状態や生活機能、生活背景の個人差が大きい。
- ・平成28年の本市の健康寿命は全国平均より短く、健康寿命と平均寿命の差も長い。また、後期高齢者医療被保険者の一人あたりの医療費は、都道府県の中でも高額である福岡県を上回り、介護給付費の増加も見込ま

れる。

- ・これまでは、保健事業や介護予防事業、後期高齢者医療制度の実施主体が異なっていたが、法改正に伴い、市町村が一体的に取り組むことが可能となったことから、保健福祉局の関係各課からなる「北九州市一体的実施局内連携会議」において検討を行い、令和2年度からこの事業をスタートさせた。
- ・KDBシステムの健診、医療、介護のデータから地域の課題を分析した結果、本市では健診の受診勧奨、高血圧予防、改善に向けた啓発を重点的に行う。
- ・ハイリスクアプローチによる重症化予防として、KDBシステムで対象者を抽出して保健師、管理栄養士等の専門職が訪問し、保健指導を行っている。通いの場等へのポピュレーションアプローチとして、地域で高齢者が集う場所等において、健診の受診勧奨、フレイル予防、血圧・脈拍のセルフチェックの方法など健康教育の働きかけを積極的に行う。
- ・地域での普及啓発を進めるため、地域の健康づくり・介護予防活動のけん引役となるボランティアの育成・活動支援を行っている。
- ・健診受診率の向上と医療費の抑制に向け、専門職が市の健康課題について共通認識を持ち、あらゆる場面で健康づくりの重要性について啓発を進め、市民が「いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち」を目指していきたい。

《委員の主な意見》

- ・定期的な歯科検診受診の重要性について市民に啓発されたい。
- ・コロナ禍におけるフレイル予防などについて研究し、計画に盛り込まれたい。
- ・後期高齢者の病気の早期発見・早期治療につながるよう、健診受診の啓発に努め、健康寿命のさらなる延伸に取り組まれたい。
- ・例えばワクチン接種の機会を活用するなど、健診受診の効率的な啓発について検討されたい。

○令和4年5月26日 保健福祉委員会

医療と介護の連携 ～地域リハビリテーションの構築～ について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・本市では、全市的な地域リハビリテーションの推進を図るため、地域リハビリテーション支援体制の構築に取り組んでいる。
- ・令和3年5月の指針改定により、地域リハビリテーション支援体制の構築は地域包括ケアシステムの構築かつ地域支援事業の充実・強化のため

の体制の整備を図るものと位置づけられた。

- ・リハビリテーションサービスの整備と充実、連携活動の強化・ネットワークの構築、リハビリテーションの啓発・地域づくりの支援の3つの柱により、地域ぐるみの取組を進め、地域の力を強めていきたい。
- ・令和3年4月、地域リハビリテーション支援センターを市内2か所に設置した。「相談支援」、「リハビリテーション専門職の派遣」、「介護予防の推進」、「ネットワークづくり」の4つの視点で事業を展開し、当事者・家族をはじめ、地域の方や専門職など、様々な関係者にリハビリテーションの啓発等を行う。
- ・令和3年8月、医療機関や介護サービス事業所等に所属するリハビリテーション専門職の派遣を行う「地域リハビリテーション協力機関」の登録を開始して地域ケア個別会議へ専門職を派遣しており、今後、段階的に派遣を広げていく予定である。
- ・「地域リハビリテーション推進会議」を設置し、医師会を始め、職能団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などから意見をいただきながら進めていくこととしている。
- ・今後、相談支援を行う中で、ご本人や関係者の意見に耳を傾けニーズを把握するとともに、事業の進め方や目標の設定などについて推進会議の意見をいただきながら事業を展開していきたい。

《委員の主な意見》

- ・リハビリテーション相談支援の周知に当たっては、時期や対象など、具体的な戦略をもって丁寧に検討されたい。
- ・地域リハビリテーションの取組は、職能集団の自発的な取組や意識の高まりが大きく左右するので引き続き努力されたい。
- ・リハビリテーション連絡協議会が開催する取組に、少しでも多くの地域住民に参加してもらえるよう、引き続き取組を強化されたい。
- ・市の様々な取組に関わっている専門職の負担軽減に配慮されたい。
- ・高齢者サロンや社会参加の場づくり、介護予防など、コロナ禍における課題を早く抽出して、本来の活動に乗せていけるよう努められたい。
- ・地域リハビリテーション協力機関の登録について、コロナ禍でフレイルが増えている中、今後地域に根差した取組は必要であるので、前向きに進められたい。

○令和4年7月14日 保健福祉委員会

行政視察について、本市での取組等について事前研修を行った。

○令和4年7月28日～29日 行政視察（神戸市、名古屋市）

①認知症神戸モデルについて（神戸市）

神戸市は、政令市初となる認知症に特化した条例である「認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定するとともに、「認知症神戸モデル」として、「認知症診断助成制度」「認知症事故救済制度」などに取り組んでいる。また、その財源を市民税の均等割を上乗せして賄う超過課税制度を導入するなど、全国に先駆けた取組を行っており、これらの取組について神戸市の担当者から説明を受けた。

②認知症施策について（名古屋市）

名古屋市は、市会からの提案をきっかけとして「名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」を制定し、神戸市の「認知症神戸モデル」を参考に、「もの忘れ検診」「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」に取り組んでいるが、その財源については超過課税制度を導入せず、内容を必要なものに重点化し、より低い予算で事業を実施しており、これらの取組について名古屋市の担当者から説明を受けた。

○令和4年8月10日 保健福祉委員会

令和4年7月28日～29日に行った行政視察について、委員間での意見交換を行った。

《委員の主な意見》

- ・認知症は、MC I の段階で飲めば症状の悪化を遅らせる薬もあり、早期に治療につなげることが非常に重要であると改めて感じた。
- ・神戸市における、認知症のスクリーニングと、その後の診断につなげる検査を助成するシステムは非常に有効であると感じた。
- ・認知症に対する不安を抱えている人が多くいる中、損害賠償責任保険で対応している点は非常に参考になった。引き続き勉強して本市の施策につなげていきたい。
- ・神戸市の超過課税方式に衝撃を受けた。
- ・神戸市が、超過課税方式で、負担感のない絶妙な金額を設定して実施するという発想に非常に驚くと同時に、本市でも大いに参考とすべき内容だと率直に感じた。
- ・超過課税方式は非常にハードルが高いが、認知症神戸モデルは、G7サミットがあって市民の機運が盛り上がったところに、みんなで認知症を支えるという条例を制定し、根拠とすることで実現できたものと理解した。そのやり方は認知症に限らず勉強していく必要があると感じた。

○令和4年10月27日 保健福祉委員会

先進的介護「北九州モデル」の推進について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・本市は平成28年1月に国家戦略特区の指定を受け、介護職員の負担軽減、介護サービスの質の向上、利用者のQOL向上を目指す取組を行ってきた結果、ICT・介護ロボット等を活用した介護現場の新たな働き方「北九州モデル」を確立した。
- ・このモデルの社会実装を進め、コロナ禍における感染症に強い現場づくりを支援するため、(1)先進的介護「北九州モデル」の普及、(2)ニーズに沿ったロボット技術の開発・改良、(3)感染症対策に資する新たな「先進的介護」の取組の3つを掲げた事業計画を策定し、事業を進めてきた。
- ・先進的介護「北九州モデル」の普及に向け、令和3年4月の「北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センター」開設、北九州モデル導入支援の対象拡大、専門人材の育成及びガイドラインや動画等による広報・周知などを行っている。
- ・ニーズに沿ったロボット技術の開発・改良の取組では、介護ロボット等の導入支援の強化を狙った、開発メーカーや関連団体などからなる「北九州市介護ロボット等普及開発ネットワーク」の設立、北九州産業学術推進機構(FAIS)と連携した研究開発の推進などに取り組んでいる。
- ・感染症対策に資する新たな「先進的介護」の取組では、産業医科大学と連携した感染症リスク低減のための換気方法の研究及びフィードバック、「遠隔・非接触」を推進する働き方の高度化に関する検討、介護データの分析による「予測型介護」の研究などを行っている。
- ・本市の取組を全国に情報発信することで、介護事業者や、ロボット開発メーカー、国の関係機関・団体等との連携強化を図っている。
- ・本事業の成果を図る行政評価指標として、「北九州モデルを含む職場改善件数」と「介護ロボット等の導入施設数」を掲げており、令和3年度の年次目標は達成、中期目標にも着実に近づいている。
- ・今後も、これまでの事業成果や社会情勢等を踏まえ、介護人材確保に資する取組を行うとともに、新しい介護現場の働き方を発信していきたい。

《委員の主な意見》

- ・福祉用具プラザと一緒に、先進的介護の知見を広める取組を進められたい。
- ・介護ロボットを施設側が受け入れやすいよう、より具体的な使用場面や目的などを明確にされたい。
- ・介護現場のサービス向上や負担軽減に向け、今後ともしっかりと取り組まれたい。

○令和5年1月26日 保健福祉委員会

報告書とりまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

本市では、令和3年3月に「第2次北九州市いきいき長寿プラン」を策定し、健康寿命を延伸し、誰もが高齢期に至っても、地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で、健やかに過ごし、人生の最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指すこととしている。

そのためには、高齢者自身の健康、また、生きがいつくりや社会参加、地域での支え合いも重要であることから、病気の早期発見・早期治療につながるよう、健診等の受診率向上に向けた周知・啓発をさらに強めるとともに、コロナ禍により、運動の機会や人との交流が減少することで健康への影響が懸念されることから、フレイル対策や介護予防等のコロナ禍での効率的な実施方法について研究されたい。また、地域とのつながりが希薄な高齢者に地域や社会での取組などに参加してもらうための支援等についても検討されたい。

一方、地域の通いの場などの現場に携わる人が活動しやすいよう支援するとともに、その担い手となる人の負担にも配慮されたい。

「第2次北九州市いきいき長寿プラン」には、「北九州市オレンジプラン」も包含されている。認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、市民の認知症への理解や地域での支え合いが重要であるが、実態として課題も多い。今後、認知症サポーター養成など認知症への正しい理解を深めるための周知・啓発を強めるとともに、認知症サポーターが活躍できる場づくりや相談体制の充実など、より市民に寄り添った施策に努められたい。

また、本委員会では、神戸市及び名古屋市の認知症施策について行政視察を実施した。両市においては、認知症に特化した条例の制定や認知症検診などへの助成、認知症の人が起こした事故等を救済するための損害賠償責任保険などに取り組んでいた。費用負担等の課題はあるものの、認知症の方やその家族が安心して暮らしていける施策の一つとして参考にされたい。

健康長寿社会の実現には、簡単ではないが、地域における支え合いが重要であり、地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していく必要がある。また今後、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた新たな地域社会の在り方も問われるところである。市民一人一人が主役となり、生きがいややりがいを持ち、健康で長生きすることに幸せを感じられるまちづくりのため、コロナ禍の教訓も生かしながら、「第2次北九州市いきいき長寿プラン」に掲げる様々な取組を着実に実施していくことを期待する。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症対策について

○令和3年5月19日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・発生状況について、3月、4月は下げ止まりの傾向だったが、下旬から感染者が増加しており、5月12日には1日の新規感染者数が過去最多となった。3月後半から現役世代の感染が増加している。感染経路等については、4月後半からは初発、孤発の割合が多くなっている。
- ・市内病床の使用率が上昇しており、福岡県において病床数の拡大を進めている。緊急事態宣言が発出され最大限の警戒が必要な状況にあり、引き続き緊張感を持って取り組んでいく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・ワクチン接種について、電話がつながりにくい等、問合せや予約サポート等で御負担をおかけしたことについてお詫びする。接種ミスも発生しており、今後も必要な改善策等を講じて、安全かつスピーディーなワクチン接種体制を構築していきたいと考えている。
- ・予約は順調に推移しており、集団接種と高齢者施設での接種に加え、医療従事者への接種も進めている。
- ・接種券は、まず65歳から74歳に対し送付し、64歳以下はワクチンの供給状況や65歳以上の予約状況等を踏まえ、準備が整い次第発送する。
- ・前回は予約受付の一斉開始により電話が集中するなどしたが、今回は接種券が届き次第、順次予約できることとしたい。また、コールセンターの混雑緩和のため、予約開始時期についてホームページ等で呼びかける。
- ・予約は、インターネットとコールセンターに加え、区役所相談窓口などでも受け付けるとともに、職員の大幅増員、臨時予約受付窓口の設置、コールセンターの回線拡充など、予約受付体制を強化する。
- ・送迎バスの運行について、交通渋滞緩和のため穴生ドームの会場規模を縮小する一方、香月スポーツセンターを開設し、送迎バスも運行する。
- ・集団接種を中心に進めているが、医師会等と協議しながら個別接種の準備も進めており、希望者が早期に接種できるよう引き続き取り組む。

《委員の主な意見》

- ・ワクチン接種の予約代行など市民センターでの実施について検討されたい。
- ・様々な課題がある中、スピーディーな対応が求められ大変だが、しっかり課題を分析し、迅速に改善策を講じられたい。
- ・無症状感染者を早期発見し、市中感染を防ぐため、モニタリング検査の拡充について検討されたい。

○令和3年7月8日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・発生状況について、5月は急激な増加傾向にあったが、6月は減少傾向にあり、7月は新規感染者数が1桁になる日も増えている。
- ・5月以降、高齢者施設でのクラスター疑いの事例は少なくなってきており、ワクチン接種やスクリーニング検査、研修等の効果と考えている。
- ・市内病床の使用率は7月以降減少傾向である。
- ・6月20日に福岡県の緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置も解除される予定である。デルタ株の疑い例が県内でも発表されており、引き続き緊張感を持って取り組んでいく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・接種券は、16歳から64歳に送付しており、基礎疾患のある人や60歳から64歳は順次予約が可能であるが、その他の人は今後年齢順に接種を実施していく予定である。12歳から15歳の接種の方法や開始時期などは専門家の意見などを踏まえ決定したい。
- ・障害者は基礎疾患のある人が多く、国の優先接種の対象ではない人もいるため、優先接種の対象とすることとした。障害者専用のコールセンターも設置しており、聴覚障害者は専用のファクスでも予約できる。
- ・308医療機関で7月1日から個別接種を開始した。
- ・優先接種については、保育関連施設、幼稚園や小・中、特別支援学校、介護や障害福祉サービス事業所の従事者を対象に実施予定である。
- ・歯科医師によるワクチン接種については、筋肉内注射の実技研修を約200名が修了したところである。
- ・ワクチンの不足が懸念されるため、安定的な供給について市長が国へ直接要望したところである。国への継続的な働きかけとあわせて、供給見込みを踏まえた今後の接種体制など現在精査しているところである。

《委員の主な意見》

- ・まん延防止等重点措置の解除に当たっては、感染対策について改めて強いメッセージを発信するよう関係局に要請されたい。
- ・基礎疾患のある人の優先接種については、適切に予約できるよう医療機関に周知徹底されたい。
- ・障害者の優先接種については、予約の支援や情報提供などきめ細かな対応に努められたい。
- ・障害者へのワクチンの優先接種の案内等情報提供については、個別に送付

するなど配慮されたい。

- ・ワクチン接種に関するデマなど誤った情報に対しては、Q&A形式で正しい情報を伝えるなど、適切な情報提供に努められたい。

○令和3年7月28日 視察（本市保健所）

保健所における新型コロナウイルス感染症への対応状況について視察を行った。

（説明要旨）

- ・感染症医療対策課の業務は、新型コロナウイルス感染症の予防及び医療、新型コロナウイルス感染症患者の移送、新型コロナウイルス感染症の検査であり、感染拡大期には各区保健師や職員などの応援により業務が滞らないようにするとともに、業務のアウトソーシングを推進している。
- ・PCR検査は、保健環境研究所や民間の検査機関、PCR検査センターなど役割分担して実施している。
- ・医療機関から送付された発生届等を受理後、保健師等が対象者へ積極的疫学調査、医師・保健師による検討会の実施、陽性者へ連絡・通知などを行っている。
- ・宿泊療養施設は福岡県が所管しており、保健所では、福岡県や陽性者との連絡調整を行い、陽性者をホテルへ搬送する。
- ・陽性患者の搬送について保健所では、車両の手配、患者への連絡、搬送ルートを作成等、搬送業務全体を担っており、救急車または搬送車での搬送となる。
- ・クラスター発生時には、濃厚接触者等の特定や検査対象者の確定、施設側と検査調整、感染予防対策に関する指導、施設再開についての協議などを行う。
- ・昨年度のクラスター事例を受け、通称ひまわりラウンドを関係課と協働で実施している。
- ・新型コロナウイルス感染症対策は、変異株が出ても、基本的な対策は全く変わらないため、5つの対策をしっかりと守って感染拡大を防いでいきたいと考えている。

○令和3年8月12日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

（説明要旨）

①感染症の対応状況

- ・5月の緊急事態宣言発出後、感染者数は減少傾向となったが、その後増加傾向に転じ、7月上旬と下旬を比較すると新規感染者が倍増している。

- ・60代以上の割合は低くなっており、ワクチンによる感染予防の効果が現れてきていると考えている。
- ・デルタ株の感染疑いが県内で増加している。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・16歳以上の予約も開始しており、希望する高齢者へのワクチン接種はおおむね完了したと考えている。
- ・ファイザー社製のワクチンは供給量が減少し、今後も同程度で推移すると見込まれることから、集団接種・個別接種ともに、一部抑制の上実施しており、保育士、教職員への接種はモデルナ社製を使用している。
- ・これまで予約枠については3週間先までの開放としていたが、2か月分の予約枠を一斉に開放することとした。流行主体が変異株へと変化しているため、あらゆる世代への接種を迅速に進めていきたい。
- ・12歳～15歳への接種については。集団接種、個別接種の併用とし、同調圧力などが生じないように学校での集団接種は実施しない。
- ・18歳、高校3年生については、受験や就職など早期接種の必要性に鑑み、集団接種会場の予約枠の余裕を活用して募集を行った。
- ・1回目と2回目を同時に予約できるよう変更した。
- ・急な予約のキャンセルなどが発生した際に、すぐに接種に協力いただける市民をあらかじめ募集してワクチンの有効活用を図ることとした。
- ・A I Mビルにおいてワクチンパスポートの受付を開始した。

《委員の主な意見》

- ・必要な人が必要な治療を受けられるかどうかなどの情報を発信されたい。
- ・病床確保や医療現場に対する支援にしっかり取り組まれない。
- ・ひとり暮らしの療養者が意識を失った場合にも早期発見ができるよう、1日に2回連絡するなど尽力されたい。
- ・モニタリング検査の拡充を急いで検討されたい。
- ・PCR検査を拡大すべき。
- ・PCR検査とワクチン接種を組み合わせた新たな対策について、市民への啓発を含め検討されたい。
- ・若い人たちへワクチン接種に関する効果的な広報について研究されたい。
- ・外国人労働者や大学のワクチン接種にしっかり対応されたい。
- ・市民がこれまで以上の緊張感を持って感染予防に取り組めるような情報発信に努められたい。
- ・コロナ禍での経済的な視点も含めたワクチンパスポートの新しい活用方法について検討されたい。
- ・職員を採用するなど保健所の負担軽減を図るべき。

○令和3年10月14日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・福岡コロナ警報が解除された。
- ・新規感染者は急激な減少傾向となっている。
- ・若者の感染割合が高い状況が続いている。
- ・8月は病床使用率が増加したが、重症病床使用率は急増することではなく、ワクチン接種による重症化予防の効果があったものと考えている。
- ・現在、感染者数は減少しているが、第6波に向けて機動的に対応できるよう準備を進めることが必要であり、福岡県への酸素ステーションの設置要望、医師会や医療機関等との抗体カクテル療法の仕組みづくりを進めており、今後も緊張感を持って取り組んでいく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・平日夜間に集団接種を追加で実施することとした。
- ・若い世代の接種への理解を深めるため、イラストや様々な疑問にQ&A方式で答えるホームページを新たに開設したほか、市公式ツイッターに加え、市公式インスタグラムの開設、また、総務局における映像の制作など、若年層への情報発信の強化に努めている。
- ・国において3回目の接種に関する議論が行われており、本市でもこれまでの取組の検証や改善案の検討を順次進めるとともに、市医師会など関係団体との協議も開始しており、国の動向を十分注視しつつ、円滑な実施に向けしっかりと取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・緊急事態措置が終了しても、マスクやソーシャルディスタンス、ワクチンなど感染防止対策は同様である旨市として一層の啓発をされたい。
- ・10代・20代男性のモデルナによる心筋炎のリスクについては、その結論が出るまで接種を見合わせるべき。
- ・宿泊療養施設の拡大について早急に検討されたい。
- ・抗原検査キットの購入補助を検討されたい。
- ・酸素ステーション設置ではなく、必要な医療体制づくりを強められたい。
- ・若い人のワクチン接種率をより一層上げるよう工夫されたい。

○令和3年11月15日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・新規感染者数が一人もない日があるなど、感染は落ち着いた状況となっており、50代以下の感染者の割合が高い状況が続いている。
- ・重症病床使用率は低い状況が続いている。
- ・国から、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像が示されたところであり、今後、国、県と連携し対応していく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・当初目標としていた、対象者の8割の2回の接種を完了するなど接種は着実に進んでいる。
- ・3回目接種について国の議論では、2回目接種完了者全てへの追加接種が現実的とされているが、最終的な決定には至っていない。使用するワクチンは、1、2回目にかかわらず、mRNAワクチンを使用することが考えられるが、引き続き科学的知見を収集し検討することとされている。
- ・12月に関係省令が施行され、順次市町村で追加接種が開始される予定である。本市では、おおむね12月から医療従事者への接種、年明けから高齢者への接種開始を想定しており、引き続き国の動向を注視し、円滑な実施に向けしっかりと取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・3回目の接種に当たっては、電話が繋がらないとか窓口に行ったけど予約が取れないということがないように、円滑な運営に努められたい。
- ・子供たちの感染について、学校を通じた家庭への啓発を強化するなど、感染防止対策について改めて発信されたい。
- ・抗原検査キットやPCR検査など、陽性に至った経緯の把握に努められたい。

○令和3年12月23日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・病床使用率、重症病床使用率ともに低い状況にあるが、家庭内感染が約8割を占めており、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしている。
- ・オミクロン株の感染が確認されており、監視体制の強化や、県と協力したゲノム解析等を行う体制を取っている。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・第3回北九州市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部会議における

協議・決定内容について、3回目の接種については、国の対応方針に沿って接種間隔を前倒しするなどし、集団接種と個別接種を併用して接種を進めていく予定である。集団接種はモデルナワクチン、個別接種はファイザーワクチンを使用し、優先接種はファイザーワクチンを使用する。

- ・受付体制について、コールセンターを300回線に倍増するとともに、各市民センターに窓口を設置し、予約受付やインターネット予約のサポートなどを行う。
- ・交接種の有効性、安全性について、様々な媒体を活用し丁寧に周知を行っていききたい。
- ・5歳から11歳の方への接種については、実施が正式に決定した場合に備え、速やかな体制確保の依頼がっており、国の状況を注視していく。

《委員の主な意見》

- ・市民センターでの予約受付に当たっては、混乱のないよう工夫されたい。

○令和4年1月13日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・感染経路不明者の割合が高く、現在の感染状況を踏まえると、本市も第6波に入っており、今後感染拡大が進んでいくものと認識している。
- ・宿泊療養施設については、コンフォートホテル小倉189室が開設され、JR九州ホテル151室の開設に向け準備が進められている。
- ・経口治療薬は、市内約30か所の薬局が配置場所として登録されている。
- ・今後、自宅療養者の増加も想定されるため、食料品など支援物資の搬送、陽性者外来、往診などに引き続き取り組むとともに、オンラインによる診療体制を強化し、円滑に対応できるよう医師会と準備を進めている。
- ・福岡県により無料検査が市内32か所の薬局や検査試験場所で実施されており、県において、引き続き協力してくれる薬局などを募集していく予定。
- ・保健所では感染拡大を想定して、応援の職員が補助業務などを行うとともに保健師の応援も開始するなど業務は停滞することなく行われている。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・3回目接種について、医療従事者や高齢者施設の前倒し接種が国から示され、現在調整を進めている。一般高齢者の接種も開始し、接種体制を当初予定より拡充する方向で準備を進めている。
- ・転入者への接種券の送付にデジタル技術を活用することで、迅速かつ正

確な処理を実現することとして。

- ・交接種への不安を払拭するため、北橋市長自らモデルワクチンによる追加接種、交接種を受け、報道機関へ公開するとともに、接種後の経過、体調などをSNSで報告した。こうした取組のほか、様々な媒体を活用し、交接種の有効性、安全性などの周知に努め、市民が安心して追加接種を受けていただけるよう取り組んでいきたい。

《委員の主な意見》

- ・高齢者の感染について、治療薬を含め状況を把握し、早期に対応できるよう取り組まれない。
- ・医療関係者の子が通う保育所や学校などにおいて差別などが起こらないよう改めて周知されたい。
- ・交接種の安全性だけでなく、若い男性の心筋炎のリスクについても併せて周知されたい。
- ・若い世代へのワクチン接種のSNSを活用したPRについては、若い職員の意見も聞きながら進められたい。
- ・無料検査事業の拡大について、医師会や薬剤師会へさらに要請されたい。
- ・宿泊療養施設の確保について、よりスピーディーに取り組まれない。
- ・無料検査について、できる限り多くの方が安心して検査を受けられるよう検査能力の拡大に努められたい。

○令和4年1月27日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・1月の感染者数は、これまで最多である昨年8月を超えている状況となっている。病床使用率も上昇しているが、ほとんどの方が軽症、無症状であるため、重症病床使用率は低い状況である。
- ・感染者の急増に伴い、保健所の体制を拡充している。
- ・福岡コロナ警報に基づき飲食店における営業時間の短縮などが始まっており、また、まん延防止等重点措置も開始されている状況である。今後、全市民が丸となって取り組む必要があることから、基本的な感染防止対策とともに、慎重な行動について市民にお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症への対応にスピード感を持って取り組んでいく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・国から、新たな前倒しの方針及びワクチンの供給について示されたことを踏まえ、市として、接種券送付のさらなる前倒し、接種体制のさらな

る拡充、保育士・教職員などの早期接種などを行うこととした。

《委員の主な意見》

- ・ワクチン接種における若い男性の心筋炎のリスクに関する情報提供について配慮されたい。
- ・3回目のワクチン接種のスムーズな対応と積極的な推進に努められたい。
- ・救急搬送困難事案については、連携してスムーズに医療につなげられるよう、今後も注視しながら取り組まれたい。
- ・保育士や教職員の優先接種に当たり、接種の副反応により出勤できない場合の福利厚生について、関係局が連携して職場への協力要請を行われたい。
- ・感染防止と社会機能の維持というアクセルとブレーキの柔軟な踏み分けについて工夫されたい。
- ・ワクチンの交互相種について混乱のないように取り組まれたい。
- ・検査能力の拡大について工夫されたい。
- ・保健所の負担軽減に努められたい。
- ・相談ナビダイヤルについては、スムーズにつながるようにするとともに、フリーダイヤルへの変更を検討されたい。
- ・医師会とも連携して、PCR検査キットの不足が起こらないよう努められたい。

○令和4年4月14日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・高齢者世代の感染者数は減少傾向であり、医療機関や高齢者施設等の感染防止対策に加え、3回目のワクチン接種の効果と考えている。
- ・2月中旬以降病床使用率が減少に転じているが、高齢者世代の割合が低下したことで病床使用率、重症病床使用率が低下したものと考えられる。
- ・感染者数はピーク時に比べ減少しているが、感染者数の高止まり、再度上昇の傾向が見られ、また今後、より感染力が高いとされるBA.2系統への置き換わりも見込まれる。
- ・第6波においては救急搬送困難事案や、一般医療への影響あったことから、第7波に向け、しっかりと注視していきたいと考えている。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・国の分科会において、12歳から17歳の方も3回目接種の対象とすることが決定された。
- ・12歳から17歳がファイザー社製のみ接種可能ということを踏まえ、一部

の集団接種会場においてファイザー社製ワクチンの接種レーンを設置した。予約枠に空きがあれば個別接種も可能となっている。

- ・今後の接種対象者数の減少を踏まえ、会場をあるあるCityとコミュニティの2会場に集約する一方、夜間の接種はさらに拡大し、土曜日の夜にも接種を実施する。
- ・個別接種は6月5日で一旦終了予定とする。
- ・AIMビルの接種証明書の発行窓口を新小倉ビル4階の新型コロナウイルスワクチン接種オペレーションセンターに移転する。
- ・4回目の接種については、引き続き国の分科会で審議することとされている一方、実施が決定した場合に備え準備を進めることとされており、本市においても市の医師会や関係部署とも連携を図りながら準備を進めている。

《委員の主な意見》

- ・市民センターでのワクチン予約の受付について、効率的な運用に努められたい。
- ・若い世代のワクチン接種について、啓発を含め、柔軟な接種機会の提供等に努められたい。
- ・3回目接種の有効性について、さらなる周知に努められたい。
- ・入院調整に当たっては、必要性だけではなく市民の気持ちも尊重して対応されたい。
- ・診療所における検査機器の購入を促進されたい。
- ・民間企業の感染状況の把握について検討されたい。
- ・施設等で感染者が出た場合の支援に引き続き努められたい。
- ・自宅療養者への食料品等の支援については、個別の要望に対応できることがわかるよう情報提供に努められたい。
- ・経口薬に関する情報提供に努められたい。

○令和4年5月12日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・30代以下の感染者が6割を超える状況が続いている。
- ・全国的に、感染力の強いBA.2系統への置き換わりが進んでおり、本市でも感染者数の増加傾向が見られた。急激な感染者数の増加や、病床使用率の上昇はないものの、感染者数は依然として第5波のピークを大きく超えている。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・国の分科会において3回目接種を5か月以上の間隔で行っていくことが確認され、また、4回目のワクチン接種についても、接種対象者や接種間隔、使用するワクチンなどが決定したところであり、重症化予防を目的に対象者を限定して行うこととされており、60歳以上、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人、重症化リスクが高いと医師が認める人が対象とされている。接種間隔は、前回の接種から5か月以上経過後とされている。使用ワクチンは、ファイザーとモデルナの2種類となっている。5月下旬からの開始に向け政省令などの改正手続きが進められており、国の決定があり次第速やかに対応できるよう、現在準備を進めている。

《委員の主な意見》

- ・マスク着用の問題については、行き過ぎた感染対策にならぬよう、関係局が連携して取り組まれない。
- ・今後も効率的なワクチン接種に努められたい。
- ・感染が急拡大しないよう、最大限の対応に努められたい。

○令和4年7月14日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・7月6日に福岡コロナ警報が発動された。
- ・全国的にも新規感染者数は上昇傾向にあり、国の専門家会合でも、今後、オミクロン株BA.2系統から、さらに感染力が強いと言われるBA.5系統に置き換わるとの予測が示されており、厳重な注意が必要であると考えている。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・4回目の接種券送付について、基礎疾患がある人などは本人からの申請に基づき送付することとしている。接種券の申請は、原則としてインターネットで受付をしているが、区役所窓口やコールセンターでも受け付けている。
- ・個別接種については一旦終了していたが、対象者の増加に合わせ市内約300医療機関での接種を再開することとしている。
- ・5歳から11歳の方の接種について、新たに接種を希望される人がなり少なくなっているため、集団接種は6月末で一旦休止する。

《委員の主な意見》

- ・市内の感染状況に関する市民への情報提供に当たっては、重症度の内訳などについて誤解なく、きちんと理解していただけるよう努められたい。
- ・自宅療養者への食料品等の支援については、本当に必要な人へきちんと届くよう努められたい。
- ・特に若い世代などワクチン接種率が低い人への接種勧奨に当たっては、発症予防効果や重症化予防効果などの情報を整理した上で、より効果的な勧奨に努められたい。
- ・ワクチン接種後の後遺症のある人がたらい回しにならないような体制づくりに努められたい。
- ・医療機関における患者や職員に対するコロナの検査状況について聞き取りをするなど、状況把握に努められたい。
- ・高齢者施設や学校などにおける抗原検査キットの利用状況の把握や有効活用に努められたい。
- ・復活してきた社会経済活動が制約を受けることのないよう、感染防止対策にしっかり取り組まれたい。

○令和4年8月10日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・これまでにない規模の感染者急増により、2月の第6波のピークの3倍近くとなっている。
- ・8月3日に1日の新規感染者が過去最高となるなど新規感染者の多い状況が続いている。
- ・確保病床は、県の病床確保計画の最大限のフェーズ5に移行している。
- ・入院が必要な人はおおむね対応できているが、時間帯によっては入院調整に時間を要するケースも発生するなど、厳しさが増しており、回復患者を後方支援病院へ転院させるなど病床の回転率向上を図っている。
- ・発熱外来は市内約450の医療機関で対応しており、また、お盆においても市医師会と連携し、8月13日午後から8月14日は市内15の医療機関で発熱外来を開設する。
- ・抗原検査キットの配布については、高齢者、障害者の入所施設は週2回、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、市立学校等は週1回の検査が可能な個数を配布する。
- ・キット配布・陽性者登録センターは、医療機関のひっ迫を回避するため福岡県が開設、設置したもので、40歳未満で基礎疾患などのない有症状

者を対象に8月8日から抗原定性検査キットの配布を開始しており、検査の結果陽性と判明した人はセンターに報告することで、医療機関を受診せずに保健所の健康観察を受けることができる旨、市のホームページでも周知を行っている。

- ・保健所の体制については、体制強化に加え、患者情報のデジタル化など事務の効率化を進め、職員の負担軽減を図っており、いわゆるファーストタッチはおおむね発生届提出の翌日までに行えている状況である。
- ・これまで経験のない規模と予想を超えるスピードで新規感染者が急増し、医療への負荷はかなり大きい状況である。新たな変異株により新規感染者増加の継続も懸念されており、今後とも重症化リスクの高い人の命を守り、医療のひっ迫を防ぐための取組が重要と考えている。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・4回目接種の対象者は、急速な感染拡大を受け、18歳以上60歳未満の医療従事者、高齢者施設などの従事者が対象に追加とされた。
- ・コロナワクチンとインフルエンザワクチンについては間隔を空けることは不要とされた。
- ・武田社ワクチン、ノババックスについて、1回目、2回目接種の対象年齢が12歳以上に引き下げられた。
- ・オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を行う方向で検討していくこととされ、対象者や接種間隔などの詳細には引き続き審議するとされている。開始時期については10月半ば以降と示された。
- ・5歳から11歳の方の接種について、努力義務の対象とする方向で進めていくことが示され、決定次第適切に周知を図っていく。
- ・コンビニエンスストアでの接種証明書交付サービスが始まり、8月17日から市内のセブンイレブンで取得が可能となる予定である。なお、交付の際はマイナンバーカードが必要で、発行手数料は120円となっている。

《委員の主な意見》

- ・保健所に相談する人の中には重症化リスクの高い人も含まれることから、ナビダイヤルの回線の早急な増設を検討されたい。
- ・5歳～12歳はほとんど重症化しないことに鑑み、接種のリスクを考慮すると接種を推奨するのはどうか。

○令和4年10月13日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・ 9月に入り新規感染者数が減少している。
- ・ 宿泊療養施設について、コンフォートホテル小倉は休止している。
- ・ 診療・検査医療機関は、現在市内約 450 の医療機関で対応している。
- ・ 福祉施設等への抗原検査キットの配布を拡充している。
- ・ 福岡県のキット配布、陽性者登録センターは、実施期間を当面の間延長し、配布対象者を拡大している。
- ・ 9月 26 日から発生届の見直しにより届出対象は 65 歳以上、入院を要する者、重症化リスクがあり、治療薬、酸素投与が必要と医師が判断する者、妊婦の 4 類型に限定されることとなった。
- ・ 本市では、陽性者のうち発生届が提出されるのは約 5 分の 1 で、5 分の 4 は保健所からの連絡を行わなくなることから、安心して自宅療養ができるよう、福岡県と体調悪化時の連絡・相談体制を整備・強化しており、自宅療養者相談ダイヤルを新たに 30 ブース設置した。
- ・ 国においてウイズコロナに向けた政策の考え方が決定され、療養期間の見直しや全数届出の見直しなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行することが示されており、重症化リスクの高い人の命を守りながら、再び感染拡大が生じた場合にも、保健医療システムを機能させながら社会経済活動を維持できるよう、県や医師会などの関係機関と連携して取り組んでいく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・ 9月下旬からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。
- ・ 使用ワクチンは、従来株とオミクロン株に対応した 2 価ワクチン。
- ・ 市民への周知は、市のホームページや SNS、市政だよりなどに加え、全世帯にお知らせを送付するとともに、新聞の折り込み広告も実施し、幅広い周知に努めている。
- ・ 生後 6 か月から 4 歳の接種については、今後、政省令等の改正を経て、10 月の下旬から接種開始予定となっており、接種券送付の準備や接種体制の確保など、関係団体とも連携の上、準備を進めている。

《委員の主な意見》

- ・ 感染症法の改正に伴う、感染症まん延期における病床等確保等に関する協定などの仕組みへの対応については、医療機関への負担を考慮されたい。
- ・ コロナ禍における妊婦の医療機関での受け入れについて、妊婦の不安が少しでも解消されるよう今後もしっかりと対応されたい。

○令和 4 年 11 月 10 日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・ 宿泊療養施設については、感染状況が落ち着いていることから、福岡市内の2施設のみ稼働している。
- ・ 県のキット配付・陽性者登録センターでは、新規陽性者数の減少や発熱外来の混雑緩和、一般用抗原定性検査キットが入手しやすくなったことから、検査キットの配付については停止し、陽性者の登録のみ引き続き実施している。
- ・ 国は冬に向けて、新型コロナとインフルエンザの同時流行への備えを進めているところであり、本市でも関係機関と検討協議を進めているところである。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・ 接種の有効性や安全性などの知見、諸外国の状況等を踏まえ、オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が3か月に短縮された。
- ・ 国は生後6か月から4歳の乳幼児についても、新たに新型コロナワクチン接種の対象としたが、1回の接種におけるワクチンの有効成分の量が大人の10分の1ということもあり、初回接種として計3回の接種を行うこととされ、本市では、小児科を中心とした医療機関で接種することとしている。また、小児専用のコールセンターを乳幼児にも拡大した。

○令和5年1月12日 保健福祉委員会

新型コロナウイルス感染症の対応状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①感染症の対応状況

- ・ 12月1日に、福岡オミクロン警報が発動されている。
- ・ 12月一月の新規感染者数は、令和4年8月に次ぐ多さとなった。
- ・ 市内の病床使用率も上昇しており、1月7日に過去最高となる83.7%まで上昇し、確保病床は、12月5日に最大限のフェーズ5となっている。
- ・ 宿泊療養施設は、県内で6施設、市内はJR九州ホテルが稼働している。
- ・ 福岡県のキット配布、陽性者登録センターは一旦停止していたが、感染拡大を受け配布を再開している。
- ・ 年末年始は市内の病床使用率も大変厳しい状況であったが、各医療機関の協力により、必要な方は入院療養出来ている。医師会とも連携し、医療提供体制の確保に努め、各日とも10から20の医療機関や夜間休日急患センターなどで検査・診療に対応いただいた。
- ・ ホームページも、発熱時の受診、自己検査の手順や診察可能な医療機関の情報提供などが簡潔に取得できるよう整理した。

- ・インフルエンザも3年ぶりに流行期に入っており、相談ダイヤルの回線増加や発熱外来のさらなる拡充など対策を行っている。また、県が新たに実施するインフルエンザのオンライン診療についても、県内全体で連携して実施する予定としており、同時流行にも備えしっかり対応していく。

②ワクチン接種の進捗状況等

- ・個別接種は、進捗状況等を踏まえ2月10日で一旦終了予定である。
- ・小児及び乳幼児の接種は、小児科を中心とした市内医療機関で引き続き接種していく。
- ・国の分科会において、今後の新型コロナワクチン接種の在り方について検討が開始されたことを踏まえ、本市としても、ワクチン接種を着実に進めていくとともに、引き続き国の動向等を十分注視しながら、市医師会などとも十分連携していきたい。

《委員の主な意見》

- ・救急搬送困難事案について、搬送の遅れで救える命が救えないということのないよう、一生懸命やっけていただいているとは思いますが、行政から医療機関に対し、もう一步踏み込んで対応されたい。
- ・コロナ禍における死者数の増加に関する国の議論の動向を注視し、新たな施策の必要性について検討されたい。
- ・コロナの分類見直しや治療薬の公費負担のあり方など、国の動向を注視するとともに、医師会など関係者の意見を収集するなど適切な対応に努められたい。
- ・発熱外来に行けない人のための訪問看護について検討されたい。
- ・コロナとインフルエンザの両方の検査ができる検査キットの配付について県に要望されたい。
- ・医療機関や高齢者施設における感染状況などの情報を議員に提供されたい。
- ・感染の波の教訓を生かして対応を検討されたい。
- ・新たな株への素早い対応なども念頭に取られたい。
- ・基本的な感染予防対策の注意喚起を強められたい。
- ・相談ナビダイヤルについては、つながりにくい時間帯などの情報を市のホームページなどで発信するとともに、時間帯によって回線を増やすなど柔軟な運用も検討されたい。
- ・抗原検査キットが無駄にならないよう、施設などに対し積極的な活用について周知されたい。

○令和5年1月26日 保健福祉委員会

報告書とりまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

新型コロナウイルスの感染拡大により、市民生活や社会・経済活動など社会構造が大きく変化した。本市では、未曾有の事態に対し、関係部局と市民、関係機関が一丸となって感染防止対策等に努めてきた。また、本市にはNPO法人KRICT（北九州感染制御チーム）などの側面的な支援等もあり、コロナ対応の初期段階から病院連携の基盤ができていたと感じている。

ワクチン接種については、当初こそ電話や窓口における予約の混乱などが生じたものの、接種率は順調に推移し、今もなお多くの会場で円滑に接種業務が実施されていることは評価できることである。医療体制や検査体制についても、医師会等との連携により発熱外来や病床の確保、検査体制の拡充など、感染拡大の波に応じ迅速かつ適切な対応が行われてきた。また、療養者等への支援についても食料品等の支援や相談ナビダイヤルの回線拡充など、陽性患者等が少しでも安心して療養できるよう様々な支援策が講じられた。このような、数年に及ぶ様々な取組にご尽力いただいた多くの関係者の皆様に感謝申し上げたい。

一方、課題として、救急搬送困難事案については、救える命を確実に救うため、関係機関の連携をさらに強化されたい。また、ワクチンの副反応や後遺症への相談に対しては、相談者が不安にならないよう寄り添った体制づくりに努められたい。さらに、接種の同調圧力や医療従事者の子供への差別などを防ぐため、効果的かつ正確な情報発信に努められたい。

本市で初めて感染が確認された令和2年3月から約3年となるが、今もなお感染の波を繰り返しており、今冬はインフルエンザとの同時流行が懸念されるなど、引き続き予断を許さない状況である。また今後、新たなウイルスの発生による感染症の流行も十分想定されることから、これまでの対応の教訓や市の健康危機管理計画との整合性等も踏まえ準備に努められたい。

一方、国においては感染症法上の分類の見直しが決定され、それに伴うマスク着用のルール変更、公費負担のあり方等が議論されるなど、感染防止対策の徹底と、ウイズコロナにおける社会・経済活動との両立に向けた動きが加速しつつある。これまで行ってきた新型コロナウイルスへの対応により培われた経験を生かしつつ、ウイズコロナ・アフターコロナも見据えながら、引き続き緊張感を持った適切な対応に期待する。

(3) 児童虐待の防止と子育て支援について

○令和3年5月19日 保健福祉委員会

コロナ禍における児童虐待への影響について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・コロナ禍による家庭内でのストレス増加や生活への不安による児童虐待の増加が懸念される中、関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてきた。

- ・令和2年度、子ども総合センターにおける児童虐待対応件数は前年度の1.12倍。相談内容では心理的虐待が年々増加しており、相談経路は、警察からが最も多く、次いで、学校等、近隣・知人と続いている。また、子ども・家庭相談コーナーにおいても対応件数が年々増加している。
- ・虐待通告件数は増加しているが、コロナの期間に件数が大きく増減している傾向はない。
- ・令和元年度に件数が大きく増加したのは、重大な虐待事件の報道が続き市民の意識が高まったこと、「北九州市子どもを虐待から守る条例」を施行し周知・啓発に積極的に取り組んだこと、警察からの通告が大幅に増加したことなどが大きな要因と考えられる。
- ・養護相談の件数も年々増加しているが、コロナ禍との相関関係ははっきりとは見て取れないが、家で過ごす時間が増えたコロナ禍ならではの養護相談等は以前より増加しているように感じている。
- ・今後も相談者に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかに対応するとともに、心配な家庭、継続した見守りが欠かせない家庭は要保護児童対策地域協議会に登録し、定期的に情報共有や訪問等を行いながら、虐待の未然防止や再発防止に努めていく。
- ・児童虐待は、いかなる理由があっても許されるものではなく、コロナ禍の中、家庭のニーズや状況の把握に努めながら、子どもたちの安全・安心な暮らし、輝かしい未来を守るために、児童虐待の防止に真摯に取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・児童虐待への対応はデリケートな問題だが、今後も粘り強く、根気よく取り組まれない。
- ・児童相談所の体制の充実に積極的に取り組まれない。
- ・ケースワーカーによって対応が異なることがないよう留意されたい。

○令和3年7月8日 保健福祉委員会

「北九州市子どもを虐待から守る条例」年次報告について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・子ども総合センターにおける児童虐待相談対応件数は前年度比1.1倍で、前年度の増加比1.4倍より若干減少している。相談種別対応件数は、心理的虐待件数は前年度比1.3倍で、全体の65.5%を占める一方、身体的虐待やネグレクトは全体に占める割合が減少している。経路別相談対応件数は、警察からが52.6%と最も多く、次いで、学校等、近隣・知人と昨年同様の傾向である一方、福祉事務所等や家族からが1.5倍近く増加してい

る。

- ・虐待相談への対応状況は、対応件数の8割以上が面接等で収まっている。一時保護の実施状況は、虐待が38.3%、その他養護が47%となっている。
- ・区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数は、前年度比1.2倍となっている。
- ・本市の子ども総合センターの職員数は178名で、児童福祉司は14名増員し44名。また、令和2年7月から、比較的軽度な事案の対応をNPO法人への委託により実施している。
- ・令和2年度に実施した主な事業としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うものとして、厚生労働省通知「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく取組、子育て、児童虐待、DV等に関する相談窓口の周知、「子育て支援サロン”ぴあちえーれ”」でのミニ育児講座などがある。
- ・産後鬱対策の強化として、産婦の健康診査、産後ケア事業を行った。
- ・児童虐待防止医療ネットワーク事業では、拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、相談や助言等を行った。
- ・子供の権利の周知・啓発として、市ホームページへの子どもの権利条約に関するページの掲載や虐待防止のWEB広告内へのサイトリンクの設定、新米パパのための手帳「P a p a ' s N o t e s」への子どもの権利条約の掲載、市内小学6年生への「子どもの権利」シールの配付や母子健康手帳への掲載などを行った。
- ・ヤングケアラーの周知・啓発として、教育関係者、ケアマネジャー、保育士等に対する厚生労働省通知の配付、アセスメントシートを活用したヤングケアラーの早期発見などを行った。
- ・児童養護施設の措置児童の権利擁護として、アドボケイトの定期訪問、「子どもアドボケイト養成講座」などを行った。
- ・条例の周知及び児童虐待防止の啓発として、条例の内容や体罰の禁止に関するWEB広告への掲載、体罰等によらない子育てをテーマにした漫画の配信、条例パンフレットやハンドブックの配布などを行い、児童虐待防止推進月間においては、児童虐待問題連続講座、ギラヴァンツ北九州ホームゲームでの啓発活動などに取り組んだ。

《委員の主な意見》

- ・虐待対応について、AIの活用により対応時間の短縮につながった他都市の事例を参考に、時間短縮に努められたい。
- ・虐待対応は現場に実際に行って子供の安全を確認することが大事であり、児童相談所のスタッフの経験を生かし、子供の命を守られたい。
- ・児童相談所の複数設置については、関係機関との連携や緊急時の機動的な

どを含めて検討されたい。

- ・ヤングケアラーの実態について、必要な支援ができるよう、正確に把握されたい。

○令和3年12月23日 保健福祉委員会

「児童虐待の具体的事例とその対応及び予防策」及び「裁判所による一時保護の審査制度が導入された場合の影響」について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

①本市における児童虐待の具体的事例とその対応及び予防策

- ・コロナ禍による家庭内でのストレス増加や経済面の不安による児童虐待の増加が懸念されていることから、本市もこのようなコロナ禍の家庭生活への影響を念頭に、関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めている。
- ・子ども総合センターにおける児童虐待の具体的事例について、一つ目は、経済困窮により乳児に薄めたミルクを与えていた事案、二つ目は、知的障害がある母が生後1週間の乳児の首を絞めた事案について説明する
　　<2つの事例についてそれぞれ紹介>
- ・いずれの事例においても、虐待者である父母に、障害や不適切な生育環境などの児童虐待につながりやすい生活のしづらさがあり、虐待者側への支援も必要な状況であったが、児童虐待はいかなる理由があっても許されるものではなく、虐待を未然に防止できるよう早期発見・早期支援の取り組みが重要である。
- ・今後も子供の権利を守り、子供が安全安心に、のびのびと育つことができるよう、関係機関との連携・協力を努めながら、児童虐待の防止に真摯に取り組んでまいりたい。

②児童相談所が行う一時保護時における司法審査導入の議論

- ・一時保護は、子供を一時的に親等の養育環境から離す制度であるが、必要な場合に躊躇なく行うべきである一方、一時的とはいえ、行動の自由など子供の権利の制限や、親権の行使等に対する制限の側面もある。
- ・児童の権利に関する条約や、国連児童の権利委員会の要請などから、より一層の判断の適正性や手続の透明性の確保が必要であるため、国において、司法機関が一時保護の開始の判断を審査する新たな制度の導入が検討されている。
- ・制度導入のメリットは、より一層の判断の適正性や手続の透明性の確保につながるとされている。
- ・専門委員会の委員や各種団体から様々な意見が寄せられており、引き続き国の動向を注視してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・虐待対応後の支援については、関係機関との連携や継続したフォローが必要であるので、児童相談所の体制を整備しながら取り組まれない。
- ・児童虐待の防止に関して、産後ケア事業など子育て環境が整ってはいるが、産前から積極的に家庭に入っていくことを考えていく必要がある。
- ・北九州市子どもを虐待から守る条例をつくるときにも常々言っていたが、虐待対応に際しては、引き続き空振りを恐れず積極的に踏み込まれない。
- ・一時保護の司法審査の導入については賛成だが、裁判所側の児童福祉に対するリテラシーの確立や、児童相談所側の負担軽減などが必要である。子どもたちの声なき声を拾うため、スマホなど今の時代に合わせた一歩踏み込んだ方法を検討されたい。

○令和4年4月28日 保健福祉委員会

本市における児童虐待の未然防止の取組について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・虐待を防ぐ社会づくりを進めるため、児童虐待に関する啓発や発生予防に取り組むとともに、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めており、中でも、個々の家庭の状況や妊娠・出産・子育ての状況に合わせた丁寧な支援に取り組んでいる。
- ・子供及び保護者を支援する体制として、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワーク構築や協力体制の整備、区役所の子ども・家庭相談コーナーにおける関係機関等と連携したワンストップの対応、児童虐待防止医療ネットワーク事業に取り組んでいる。
- ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援として、「きたきゅう子育て応援アプリ」による母子健康手帳交付申請、産婦健康診査事業、こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業、産後ケア事業、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業、養育支援訪問事業、乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業、未就園4歳児訪問事業、保育カウンセラー事業などに取り組んでいる。
- ・広報啓発として、「北九州市子どもを虐待から守る条例」、「体罰によらない子育て」等の啓発、パンフレットなどの配布、児童虐待対応リーダー養成研修会のオンライン開催、児童虐待防止推進月間における市政だよりへの特集記事掲載、講座のオンライン開催などを行っている。
- ・令和4年度に新たに取り組む主な事業としては、ひとり親コンシェルジュ推進事業、ヤングケアラー相談支援事業などがある。
- ・子育て世代への切れ目ない支援、個々の家庭に合わせたきめ細かい支援による早期対応で、虐待の未然防止に、真摯に取り組んでいく。

《委員の主な意見》

- ・乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業で、SOSを丁寧に拾ってフォローされたい。
- ・北九州市子どもを虐待から守る条例のハンドブックについて、親だけでなく、祖父母や地域の方など、誰でも読みやすい簡易版の作成についても検討されたい。
- ・北九州市子どもを虐待から守る条例が議員の提案により制定されたことをもっとPRされたい。
- ・ひとり親コンシェルジュによるアウトリーチだけでなく、民生委員や、地域の方々にも参加してもらえるよう、支援の呼びかけや情報提供に努められたい。
- ・ヤングケアラーの早期発見、支援を着実に進められたい。
- ・子ども家庭相談コーナーについては、切れ目ない適切な対応ができるよう、体制の整備とあわせ、市民への情報提供にも努められたい。
- ・児童虐待防止医療ネットワークにおける研修等、医療関係者全体の対応能力を向上させる取組をさらに強化されたい。
- ・子どもの権利条約に関する認識が、校長や教頭だけでなく、末端の教員にまで行き渡るよう、子ども家庭局としても連携して取り組まれたい。

○令和4年8月10日 保健福祉委員会

「北九州市子どもを虐待から守る条例」について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・児童虐待相談対応件数は前年度から8件増と微増している。
- ・相談種別では、心理的虐待の割合が最も多く65.5%を占めている。
- ・相談経路では、警察からの相談が最も多く、52.4%を占めており、次いで近隣・知人、学校等と続いている。
- ・虐待相談への対応状況では、児童福祉施設入所が21件、里親委託が4件となっており、8割以上が面接等による助言・指導で対応している。
- ・一時保護は、虐待によるものが37.6%となっている。
- ・区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数は前年度から11件の微増である。
- ・子ども総合センターの職員総数は195名。児童福祉司は59名で令和元年度の約2倍となっている。
- ・夜間、泣き声が聞こえる等の比較的軽度な事案の安全確認等をNPO法人に委託しており、令和3年度は140件となっている。
- ・地域でつくる子育て応援事業や親子ふれあいルームの充実に取り組んでおり、コロナ禍ではあるが、親子ふれあいルームの利用乳幼児は増加に転じた。

- ・児童虐待防止医療ネットワーク事業として、拠点病院に専門のコーディネーターを配置し、医療機関からの虐待相談への助言等を行っている。
- ・要保護児童対策地域協議会の円滑な運営では、市レベル、区レベル、事例ごとの個別ケースの3段階による協議・検討を行っている。
- ・学校における組織的対応が可能となる体制の整備として、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカー活用事業を行っている。
- ・広報及び啓発活動の実施では、児童虐待対応リーダー養成研修会や児童虐待問題市民講座のオンライン実施、母子健康手帳交付時等における体罰によらない子育てのチラシやハンドブックの配布などに取り組んだ。
- ・ヤングケアラーの周知・啓発では、専用の相談支援窓口を開設しコーディネーターを配置している。
- ・産後ケア事業の一月当たりの利用者は、前年度と比較して約6割増加している。
- ・乳児家庭全戸訪問事業において、産後うつ病質問票（EPDS）の結果が高い人の割合は、令和3年度は1ポイント改善した。
- ・乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業における支援者数は令和2年度に比べ減少した。
- ・未就園4歳児訪問事業を令和3年11月に開始し、28人を訪問した。
- ・今後とも、児童虐待の早期対応と未然防止について工夫を重ね、本条例の周知・啓発に努めるとともに、北九州市子どもを虐待から守るための施策を着実に推進していく。

○令和4年11月24日 保健福祉委員会

児童虐待相談対応と施設・里親等措置について、当局から説明を受けた。

(説明要旨)

- ・令和3年度の全国の児童虐待相談対応件数は過去最多、対前年比1.3%増で、本市においても過去最多、対前年比0.3%増となっている。
- ・主な増加要因としては、心理的虐待の増加、家族・親戚、近隣・知人、児童本人からの通告の増加と厚生労働省では分析しており、本市も同様の傾向が見て取れる。また、昨今の虐待に関するニュース等による関心の高まりや、北九州市子どもを虐待から守る条例の積極的な周知・啓発も、件数増加の一因と考えている。さらに、警察からの通告も大幅に増加している。
- ・通告の多くが心理的虐待であることや、家族間、親子間のいさかいに係る相談が目につくことから、コロナ禍による家時間の増大や、ライフスタイルの変化など、コロナ禍の影響が少なからずあったのではないかと推察している。
- ・子ども総合センターに相談があると、調査、受理、援助方針を立てた後

に、施設措置、在宅指導などの対応を行う。

- ・児童虐待が疑われる情報に関しても同様に、速やかな情報収集の後、受理会議を開いて、組織で初動対応を協議する。子供の安全を早急に確保する必要があると判断した場合は、法に基づき、保護者や裁判所の同意なく、児童相談所長の権限で児童を一時保護することもある。
- ・国は、通告から48時間以内に子供の安全確認を求めており、安全確認ができない場合は、保護者への出頭要請や、警察官立会いの下での立入調査などが法律で認められている。
- ・その後、児童面接や保護者面接などを通じて調査を進めるが、虐待が認められれば、保護者に告知して虐待指導を行い、調査がある程度終了したら、子供とその家庭の援助方針を決定するが、在宅では子供の安全安心が確保されないと考えられる場合には、児童養護施設や里親などへの措置を選ぶことになる。
- ・児童福祉施設と里親を合わせ、令和3年度末現在で約460人、市内では約400人を措置している。児童養護施設への新規措置人数は72人で、うち虐待による措置は19人。里親への新規措置人数は35人で、うち虐待による措置は4人となっている。
- ・児童養護施設は、保護者がいない児童や虐待されている子供、そのほか環境上養護を要する児童を入所させて養護し、退所後も相談、その他自立のための援助を行う施設である。
- ・里親は、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供たちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する。
- ・措置における児童相談所の役割は、措置の依頼、家庭との連絡調整、施設・里親の後方支援、家庭との交流、退所に向けた支援、里親の認定・育成などである。
- ・環境が刻々と変化する中、支援を必要とする家庭のニーズや状況の把握に努め、児童虐待の防止とともに、虐待の早期発見、迅速で適切な対応に真摯に取り組んでまいりたい。また、傷ついた子供たちの心を癒し、励まし、勇気づけ、寄り添う「最後の砦」であり、児童相談所の良きパートナーでもある児童養護施設や里親と、引き続き連携してまいりたい。

《委員の主な意見》

- ・措置児童など心身が傷ついている子供たちに対し、プライバシーの面も含め、より目配り気配りをされたい。
- ・児童養護施設や里親、ファミリーホームそれぞれの役割がある中、特に柔軟な活用が求められるファミリーホームの役割をさらに強め、子供たちへの的確な支援につなげられたい。
- ・同時に想定以上の児童を一時保護所で預かることになった場合の体制、ま

た、一時保護所の修繕について検討されたい。

- ・虐待対応に当たっては、コロナ禍による面前DVや夫婦間のトラブルの増加等、状況の変化に応じた適切な対応に努められたい。
- ・児童相談所の複数設置や、自然環境が整ったところへの一時保護所の移転について前向きに検討されたい。
- ・措置を終えた子供たちへの支援、フォローについては関係機関で連携して取り組まれたい。
- ・子どもの権利条例の制定について、前向きに検討されたい。

○令和5年1月26日 保健福祉委員会

報告書とりまとめのため、委員間討議を行った。

○まとめ

本市では、北九州市子どもを虐待から守る条例に基づき、子供を虐待から守るための施策を総合的に推進している。

新型コロナウイルス感染症による外出自粛等は、ストレスの増加や生活への不安などをもたらし、児童虐待への影響も懸念され続けている。

虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応につなげるため、民生委員や民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、ヤングケアラーなど支援ニーズの高い子供を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供する必要がある。特に未就園児は地域の目が届きにくく、子供の状況を把握することが困難な場合もある。県内で複数発生した児童虐待死という悲惨な事件を教訓とし、子ども総合センターの相談体制の強化、母子保健施策や子育て支援サービスの充実、さらにはスマホを活用した相談体制の整備など、時代に応じた対策強化に取り組まれたい。

また、国の設置基準に応じた児童相談所の在り方について、複数設置も含め検討されたい。

子供の心身の健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

今後とも、子供の権利を守り、子供が安全・安心に、のびのびと育つことができるよう、関係機関と連携しながら、虐待の未然防止に向けた取組をさらに強めるとともに、保護者や子供に丁寧寄り添い、虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応に期待する。